

ハラール インターナショナル トレード ショー事務局行

ハラール インターナショナル トレード ショーへの出展を下記の通り申し込みます。

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

■出展者情報

申込会社名	フリガナ	代表者	役職	
			氏名	フリガナ
本社所在地	〒	TEL		
		FAX		
URL				

■実務担当者 (連絡窓口)

担当者氏名	フリガナ	所属部課	
		役職	
携帯電話		TEL	
所在地	〒	FAX	
		E-mail	

■出展小間の申込 **お支払い期日▶お申込み翌月末**

出展料金 (1小間)	申込小間数	合計出展料金	消費税 (10%)	合計金額
180,000円 (消費税別)	小間	円	円	円

付属品：背面パネル(背面2.7m×側面0.9m)、テーブル1本、パイプ椅子2脚、社名板

- ※通路面には基礎パネルは設置されません。また、パンチカーペットは含まれません。
- ※4小間以上の場合、単列・複列を選択できます。
- ※角小間配置を条件としたお申し込みはできません。
- ※他、レンタル備品・電気使用料に関しては別途有料となります。



■出展・掲載内容

出展者表記名	フリガナ	TEL	
		FAX	
		URL	
掲載用住所	〒		
出展内容			
共同出展者の有無	有 ・ 無	共同出展者名	

出展申込書送付先 **ハラール インターナショナル トレードショー事務局**

〒102-0072 千代田区飯田橋2-9-3 かすがビル2F-B 株式会社Makicom内 TEL:03-6457-8190 FAX:03-6457-8753

1 出展申込方法

出展希望者は出展申込書に必要な事項を記入し、署名捺印のうえ、事務局宛にメールで提出してください。

[出展申込書送付先]

ハラール インターナショナルトレードショー事務局
〒102-0072
千代田区飯田橋2-9-3 かすがビル2F-B
株式会社Makicom内
TEL:03-6457-8190 FAX:03-6457-8753

2 共同出展者の取り扱い

2つ以上の企業・団体が共同出展をする場合は、原則として1つの企業・団体が代表して出展申込を行い、出展料金などの請求をはじめとする事務局からの連絡は、すべて代表申込者の実務担当者に行うものとします。

共同出展を行う企業・団体は、申込時に事務局に通知してください。その通知がない場合、主催者が制作する印刷物等に名称が掲載されない場合があります。その通知がない場合、主催者が制作する印刷物等に名称が掲載されない場合があります。

3 出展申込の契約

出展申込者(以下、出展者)が事務局の定める手続きを行い、出展申込み(出展申込書のメール送信などの手段により提出)を事務局が受領した時点で出展申込の契約成立とします。

ただし、その出展者が出展資格を持たない、また出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わないと事務局が判断した場合は、出展を拒否することがあります。

4 出展申込締切

2019年12月20日(金)

ただし、上記締切以前であっても、出展申込出展申込が満小間になり次第、申込みを締め切ります。

5 出展料金の支払い方法

事務局が出展申込書を受領後、出展料金の請求書を送付しますので、申込み翌月末までに消費税込の合計金額を指定口座まで振り込むものとします。出展料金を期日までに支払わない場合は、出展申込を取り消しとする場合があります。

なお、出展料金を含め本展示会に関する全ての請求にかかる振込手数料は、出展者が負担するものとします。

6 出展申込の解約

6-1 出展申込契約成立後に、申込の解約または申込内容の変更(申込小間数の削減など)は原則として認められません。やむを得ず、申込の解約または申込内容の変更を行う場合は、その理由などを明記した文書を事務局に提出し、承諾を得た場合に認められるものとします。

6-2 出展申込締切日の翌日(2019年12月21日)以降、やむを得ず出展申込の解約、申込内容の変更を行う場合には、下記要領に従って、解約料金を申し受けるものとします。提出し、承諾を得た場合に認められるものとします。

書面による解約および変更通知を受領した日	解約料
2019年12月21日以降	出展料金(消費税込合計金額)の全額

7 主催者による出展申込契約の取り消し

7-1 主催者は、出展者が下記の場合に該当するとき、出展申込の契約を取り消すことができます。

- ① 出展者および共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等(以下、総称として「反社会的勢力」)と判明した場合
- ② 出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合
- ③ その他、出展が著しく不相当と認められる場合

7-2 前項にて出展申込契約が取り消された場合でも、出展者は事務局に出展料金(消費税込合計金額)を支払い、割り当てていた出展小間は事務局によって適切な方法で使用できるものとします。

8 出展小間位置の決定

出展小間位置の割り当ては、出展申込の順番や小間数、展示内容、出展実績、会場の構成等を勘案したうえで、主催者にて決定するものとします。また、主催者は、展示効果向上や来場者動線、消防等関係法令などと照合し、円滑かつ安全な運営上必要と判断した場合には、出展小間位置の変更をする場合があります。出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

9 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

10 出展小間の引き渡し・小間装飾

出展小間は1小間あたり約5㎡(間口約2.7m×奥行約1.8m)とします。隣接する出展者がある場合は、壁面パネルを設置した状態で引き渡すこととします。

ただし、角小間の場合は、通路面にパネルを設置しません。上記に定めた内容以外に装飾をする場合は、別に定める装飾規定(2020年1月下旬発表予定)に沿って小間装飾を行うものとします。

11 出展物および展示装飾に関する規制

11-1 主催者は、出展者が出展申込書の出展内容欄に記載した内容、または、出展小間内に設置された展示物や装飾等について、展示会開催趣旨・目的に沿わないと判断した場合、それらを主催者に撤去されたり、出展を拒否できるものとします。なお、その場合、主催者は、撤去費用の負担や出展料金の返金について、一切の責任を負いません。

11-2 展示装飾について、近隣小間から苦情が出たとき、主催者が展示会を運営する立場からその装飾内容を変更する必要があると判断した場合、該当する出展者はその装飾内容を変更しなければなりません。また、その場合に発生する費用等は変更を要請された出展者が負担するものとします。

12 展示物等の管理と免責

出展者は、搬入から搬出の全会期中、責任をもって出展スペース内に常駐し、展示物の保護、維持管理や来場者への対応にあたるものとします。主催者は警備員を配置するなどして会場全体の管理・保全にあたりますが、出展小間内に設置されている展示物等への天災、不可抗力、盗難、紛失などの原因により生じる損失または損害について、その責任を負わないものとします。

13 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険に加入するなど、十分な対策を講じてください。

14 展示会開催の変更・中止

14-1 主催者および事務局は、天災、その他の不可抗力により会期・会場を変更、展示会規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者および事務局は、これによって生じた損害の補償や費用の増加、その他不利な事態に対する責任を負わないものとします。なお、展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金より既発生費用を控除した残額の一部を返金します。

14-2 出展申込は、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消することはできません。

15 出展規程等の遵守

出展者は、主催者が定める出展規定や装飾規程、展示会運営方法(以下、規程等)を遵守し、他の出展者の妨げにならないように展示を行わなければならないものとします。主催者は規程等を違反した出展者に対して、その是正と、場合により撤去を命じることができるものとします。

また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。